環境プレス

樹木粉砕車がやってきます

家庭の庭仕事などで出た剪定枝や木くずをチップとしてリサイクルします。処理を希望する人は、期限までに予約(役場環境保全課窓口や電話)をして、直接、緑のリサイクルセンター(日野総合管理)か下記の収集場所までお持ちください(戸別収集は行っていません)。

●予約期限　11月25日(水)午後５時まで
●実施日　11月28日(土)時間は以下のとおり
●費　用　無　料

※木の根、木の実が付いた枝などは、機械故障の原因になるため、収集できません。また、竹も収集しませんのでご注意ください。

時　間		場　所
収集時間及び収集場所	午前９時 ～ ９時30分	つつじ台 地域学習センター
	午前９時45分 ～ 10時15分	陣内地区 公民館分館
	午前10時30分 ～ 11時15分	美咲野中央公園
直接持込	午前９時 ～ 11時30分	緑のリサイクルセンター (日野総合管理株式会社)

犬の飼い主のみなさんへ

飼い主には、飼い犬がその命を終えるまで適切に飼育する責任があります。健康で快適に暮らせる環境を整え、周辺地域へ配慮したマナーある飼育を心がけましょう。

●迷子を防ぐ日頃の備え

リードや首輪、ケージの緩みや劣化がないか日頃から点検し、連絡先を記した迷子札を首輪などに装着しましょう。
万が一飼い犬がいなくなった場合はご連絡ください。
役場環境保全課(096-293-3113)
大津警察署(096-294-0110)に問い合わせてください。

●人を咬んでしまったら

飼い犬が他人に危害を加えないよう細心の注意を払う必要があります(町内では昨年度１件の咬傷事件が発生)。人を咬んでしまった場合は、直ちに菊池保健所へ届出を行うとともに、狂犬病に関する獣医師の検診を受けさせてください。

●愛犬とのより良い関係づくりのために

飼い犬と一緒に楽しく生活できるよう、ストレス軽減のために適切なスキンシップや散歩などで運動不足の解消を行いましょう。犬にとって安心・安全な環境を整え、飼い方や散歩のマナーが守れているか再度確認をお願いします。

大津町の魅力発見! vol.05

「地域おこし協力隊」が、大津町で発見したことを紹介。今月から、毎月紹介することになりました。引き続き、町のシティプロモーションに携わる藤友里江(とうゆりえ)さんです。

大津町の祭りのあと

先日、町外の人に大津町を案内していた際に、「大津町って、きれいなまちですね」と言われました。実は、こう言われたのは初めてではありません。街並みの清潔感や豊かな緑など、そう感じてもらえる理由は、町のあちこちにあると思います。

今回は、その美しさを支える人たちをご紹介します。

10月11日(日)に開催された「おおづオータムフェスタ with 大津地蔵祭」は、町内外から多くの方が訪れ、大いににぎわいました。私が紹介したいのは、その翌朝のことです。

祭りの翌朝、出店者の皆さんが行っているのが、会場周辺のゴミ拾いです。地蔵祭だけでなく、つつじ祭りやからいもフェスティバル、大津夜市でも、こうした清掃が行われています。

さらに近年は、ゴミの分別にも力を入れています。会場のゴミ箱には、燃えるゴミやプラスチック、食べ残しなどが混ざっていることもあります。それを翌日、主催者の皆さんが分別しているのです。

ゴミ拾いに加え、分別まで丁寧に行う。祭りを楽しんだ後にも続く、こうした地道な作業が、大津町の美しさを支えているのだと思います。

▲大津夜市翌日のゴミ拾い

▲おおづオータムフェスタwith大津地蔵祭翌日

連載【人権シリーズ企画㊿】

きらめく男と女

●問い合わせ
役場人権推進課　男女共同参画推進係
☎096(293)0863

大津町男女共同参画審議会委員
小西(こにし) 覚(さとる)さん

私は昨年12月から大林区の民生委員・児童委員をしています。そして今年の５月、町の民生委員・児童委員協議会の推薦を受け、大津町男女共同参画審議会委員になりました。

私は大津町で生まれ育ち、大津町役場に40年間勤務しました。そのうち、旧同和対策室を含めると、13年間、人権推進課に在籍し、繰り返し人権研修を受けてきましたが、それでもジェンダー差別を含めて、まだ心のどこかに差別意識が残っていると思います。食事の後片付けなどをしないでいると、いつも連れ合いさんから怒られます。家事は女性の仕事という意識が、どうしても抜けきれません。

７月に、民生委員・児童委員として研修で福岡県人権啓発情報センター展示室を見学しました。

部落差別の歴史的起源から、特別展では外国にルーツを持つ人たちへの偏見など、様々な展示を見ることが出来ました。「基本的人権の尊重」は「国民主権」「平和主義」と並ぶ「日本国憲法」の３つの柱です。私たち民生委員は特別職の公務員ですので、大切に守っていかなければなりません。これからも機会があるごとに人権啓発の研修を受け、人権意識を磨いていきたいと思います。

また、私は週３日、放課後等デイサービス事業所で児童指導員として働いています。職員14名中男性は４名で、女性の多い職場ですが、男子児童の着替えやトイレ介助など男性職員が行ったほうが好ましい仕事も多いと感じます。職場では、男女それぞれに適した仕事は役割分担し、協力しながら、69歳の爺さん先生ですが、大好きな子どもたちに励まされて楽しく働いています。

これからも全ての人が互いに尊重され、共に輝く男女共同参画社会の実現に向けて、できることから少しずつ進めていきたいと思います。

～子育てには、地域の皆さんの力が必要です～
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

11月は「秋のこどもまんなか月間」で、こども・子育てにやさしい社会づくりのための様々な取組が行われており、その中で、児童虐待防止のため「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」が行われています。
児童虐待は、こどもの健やかな成長に影響を及ぼすため、社会全体で取り組むべき重要な課題です。子育て世帯を地域全体で見守り、支えましょう。

「しつけ」と「体罰」は違います

「体罰」とは、こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。
例えば…
「言うことを聞かないので叩いた、家の外に締めだした」という行為は体罰になります。

「しつけ」とは、こどもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
そのためには、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど本人が理解できる方法で伝える必要があります。

ひとりで悩まずご相談ください

●町の子育て相談
096-293-5981（町子育て支援課 こども家庭センター）

●町の妊娠・出産相談
096-294-1075（町健康保険課 子育て・健診センター内 母子保健係）

●親子のための相談 LINE
（こどもや保護者による子育てや親子関係の相談）
①こども家庭庁「親子のための相談 LINE」で検索
②「友だちの追加はこちら」から追加して利用

虐待かも？
と思った時は、
☎189
【いちはやく】
(児童相談所虐待対応ダイヤル)

町ホームページはこちら▼

わくわく子育て89

子育てイベント情報チラシで最新情報をゲットしよう！

子育てカフェ(月1回、無料・要予約)

保健師や保育士などが対応します。お気軽にお越しください！

日時　11月 26日(木)
午前10時～午後３時30分
場所　町オークスプラザ(集会室)
協力　NPO 法人ペアレントネットワーク
申込　電話または二次元コード

役場子育て支援課
☎096(293)5981